若手厚生労働事務官（基準）からのメッセージ

大阪中央労働基準監督署　労災第二課

吉村　真（令和４年４月採用）

厚生労働事務官（基準）を選んだ理由

学生時代に福祉を専攻する中で「労働」の重要性を実感したことが厚生労働事務官（基準）を選択した理由として、大きく影響しています。

「労働」は自立した生活を送るうえで必要不可欠なことであると思います。そのためには、労働者が安全で安心な職場で働くことができる環境が必要であり、その環境を作り出す過程に貢献したいと思いました。

また、厚生労働事務官（基準）の仕事内容を通じて、性別、年齢、国籍、障害の有無、職種を問わず、多様な人々と接することで、自身の視野を広げることにも繋がると思い、その点も魅力的に感じました。

現在の業務内容

現在、私は労災補償業務に携わっています。

労災補償業務とは、仕事が原因もしくは通勤中にケガを負った労働者から提出される治療費や休業補償などの請求書の内容を審査・調査する業務のことです。

請求書に記載された負傷時の災害発生状況や傷病名などをみて、内容に疑義がある場合は、被災者・事業場担当者・医療機関などに対して電話聴取を行うことがあります。場合によっては、被災者や事業場に対して報告書を依頼することや文書、面談などを通じて主治医に意見を求めることもあります。

また、上記の業務内容に加えて、来署された方への窓口対応や電話対応なども行います。

１日のスケジュールについて

８：１０	出勤
８：３０	業務開始 メールの確認、当日の予定確認、請求書の審査、被災者・事業場担当者・医療機関などに対しての電話聴取、電話窓口対応
１２：００	昼休憩
１３：００	請求書の審査、被災者・事業場担当者・医療機関などに対しての電話聴取、電話窓口対応
１７：１５	退勤

特に決まった１日の流れはありませんが、請求書の審査、主治医の意見を求めるための照会文書の作成、被災者・事業場担当者・医療機関などに対しての電話聴取、来署された方への窓口対応や電話対応などが１日の業務の大半を占めています。

その他にも、日や時期によっては、出張、障害認定、主治医面談、局医面談、郵便当番、年度更新、研修などの業務を行うこともあります。

職場の雰囲気

上司、先輩職員、非常勤職員の方が非常に優しく、業務内容でわからないことがあっても、気軽に質問・相談することができます。その際には、参考となる通達、条文、過去の復命書などを提示していただき、丁寧にわかりやすく説明していただけるので、非常に勉強になります。

また、上記の方々と休憩時間中に趣味の話や休日の過ごし方などで共通の話題があり、盛り上がることもあります。そして、事務官の同期はもちろんのことながら、監督官の同期とも非常に仲が良く、談笑することが多いです。

職場環境については、充実した冷暖房設備や広いデスクも備えられているため、業務に集中しやすい環境です。

大阪労働局職員を目指す方へのメッセージ

性別、年齢、国籍、障害の有無、職種を問わず、多様な人々によって、大阪の労働市場が成り立っているということを肌で感じることができるのは、大都市大阪ならではの魅力であり、大阪労働局職員でしか経験できないやりがいを感じることができます。

また、残業が比較的少なく、年次休暇も取得しやすいため、私生活を充実させるための時間を十分に確保することができ、ワークライフバランスが取れた非常に働きやすい職場であると思います。

皆様と一緒に、大阪労働局で働くことができる日を楽しみにお待ちしております。